

一般社団法人静岡県バレーボール協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人静岡県バレーボール協会（Shizuoka-pref. Volleyball Association）通称 SVAと称する。

(主たる事務所等)

第2条 当法人は、主たる事務所を駿東郡長泉町に置く。

2 当法人は、理事会の決議により従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

(目的)

第3条 当法人は、静岡県におけるバレーボール関係団体等を統轄し、代表する団体としてバレーボールの普及・振興を図り、県民の健全な心身の発展に寄与し、豊かな人間性を涵養することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、第3条の目的を達成するために、下記の事業を行う。

- (1) バレーボールの普及・振興のための事業
- (2) バレーボールの競技力向上のための事業
- (3) バレーボール指導者・審判員の育成と養成
- (4) バレーボールに関する大会の開催及び各種大会・競技会の後援
- (5) バレーボールに関する記録の編集・保存及び広報
- (6) バレーボールに関する功労者・優秀選手等の表彰
- (7) 公益財団法人日本バレーボール協会（以下JV Aとする）等との相互連携
- (8) 公益財団法人静岡県体育協会等との相互連携
- (9) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第5条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

(機関の設置)

第6条 当法人は、事業の適切な運営をするため総会、理事会、三役会、監事及び会計監査人を置く。

2 県内東部、中部、西部に地区バレーボール協会を置き、連携して目的の達成を図る。

第2章 会員

(種別)

第7条 当法人の会員は、次の3種とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体
- (3) 名誉会員 当法人に功労のあった者又は学識経験者で総会において推薦された者

(入会)

第8条 正会員としての入会は、JVAのMRS登録により当法人に有効に登録されたチームにスタッフや選手として所属することで成立する。

- 2 JVAのMRS個人登録により正会員とする。
- 3 所属チームのない個人としての入会については、当法人の規定により届出することで、正会員として組織に加わることができる。
- 4 JVAに役員・指導者等としてMRS登録した個人も正会員とする。

(会費)

第9条 正会員は、この法人の事業経費の一部を負担するため入会と同時に、総会において別に定める登録料または会費を年ごとに納入する義務を負う。

- 2 役員（監事・理事・副理事）は、別に定める役員年会費を納入することとする。
- 3 賛助会員・名誉会員は、総会において別に定める年会費納入を必要とする。
- 4 会員から収められた会費の返還は、別に定められた場合を除いて行わない。

(任意退会)

第10条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、第19条第2項に定める総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款およびその他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第12条 第10条・11条の場合のほか、会員が次のいずれかに該当するに至った時は、その資格を喪失する。

- (1) 会費の納入が継続して2年以上されなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は所属団体が解散したとき。

第3章 総会

(種類)

第13条 当法人の総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第14条 総会は、代議員と役員、会計監査人をもって構成する。この総会をもって一般法人法に定める社員総会とする。

2 代議員は、チームを代表した責任者の中から、専門部より代表として推薦を受けたものとする。総会出席の代議員数と選出方法は別に定める。

3 総会における議決権は、代議員1名につき1個とする。

4 代議員の任期は2年とする。

(権限)

第15条 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 入会の基準並びに役員会費及び登録料の金額
- (2) 会員の除名
- (3) 役員・監事並びに会計監査人の選任及び解任
- (4) 役員等の報酬の額又はその規定
- (5) 各事業年度の事業報告・決算報告
- (6) 定款の変更
- (7) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲り受け
- (8) 解散
- (9) 合併並びに事業の全部及び事業の重要な一部の譲渡
- (10) 理事会において総会に付議した事項
- (11) 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(開催)

第16条 定時総会は、毎年1回、毎事業年度終了後の6月に開催し、臨時総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 代議員は、総代議員の議決権の10分の1以上をもって、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、臨時総会招集の請求をすることができる。

(議長)

第18条 総会の議長は、出席した代議員の中の一人がこれに当たる。

(決議)

第19条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、委任状と出席代議員数が総代議

員数の過半数に達し、かつ総議決権数の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、委任状と出席代議員数が総代議員数の過半数に達し、かつ総議決権数の3分の2以上の決議に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産の処分
- (4) その他法令で定めた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議する際に、それぞれ別一括提案できることとするが、この人事を反対する代議員がいた場合は、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が定款第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(委任状)

第20条 総会に出席できない代議員は、他の代議員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該代議員又は代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した代議員のうち指名された議事録署名人名2名が記名または押印の上これを保存する。

第4章 役員等

(役員及び会計監査人の設置等)

第22条 当法人に、次の役員及び会計監査人を置く。

理事は、当法人の業務に精通している正会員3名以上30名以内とする。

- 2 監事は、業務に精通している地区協会長の内2名以内とし、任期中は理事を離職する。
- 3 会計の知識を有する会計監査人を置く。
- 4 理事のうち、互選による1名を代表理事とし、代表理事をもって会長とする。
- 5 地区協会長は、理事である副会長職とする。互選による副会長代表を筆頭副会長とする。
- 6 理事のうち若干名を業務執行理事とし、そのうちの1名を専務理事、若干名を常務理事とする。
- 7 常務理事は、地区理事長・事業担当理事・事務局長・財務部長等とする。
- 8 補佐・次長・副委員長・副部長・主事を副理事とし、当該分野の理事を補助する。

(選任等)

第23条 理事及び監事・会計監査人は、人選委員会で推挙し理事会承認と総会での議決によって選任する。

- 2 会長は、定められた範囲内で会長指名理事および副理事若干名を置くことができる。
- 3 他の役員を選任については、当法人の「人選委員会細則」による。
- 4 監事及び会計監査人は、当法人又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。
- 5 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務権限)

- 第24条 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を統轄し執行する。
- 2 副会長は、会長の業務を補佐する。また、会長に事故ある時はこれを代行する。
- 3 専務理事は、会務を掌理し、理事会・総会決議に基づき会務を執行する。また、会長・副会長に事故ある時はこれを代行する。
- 4 常務理事及びその他の理事・副理事は、理事会・総会決議に基づき会務を分担執行する。

(監事の職務権限)

- 第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の職務権限)

- 第26条 会計監査人は、法令で定めるところにより、当法人の貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）及びこれらの附属明細書並びに財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。
- 2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。
- (1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面
- (2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期及び定年)

- 第27条 理事および監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 2 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとするが、総会で別段の決議が無かった場合には再任されたものとみなす。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、理事又は監事としての権利義務を有する。
- 5 役員の定年は、別に定める当法人の「理事会運営細則」によるものとする。

(解任)

- 第28条 役員及び会計監査人は、総会での過半数決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

- 第29条 役員は無報酬とする。ただし業務執行に必要な経費は支払うことができるものとする。

(賠償責任の一部免除又は限定)

- 第30条 当法人の役員及び会計監査人は一般法人法第111条第1, 2, 3項による賠償責任を負う。ただ

し、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

(名誉会長及び顧問・参与)

第31条 当法人に、名誉会長・名誉副会長・名誉顧問及び顧問・参与若干名を置くことができる。

2 名誉会長・名誉副会長・名誉顧問及び顧問・参与は、人選委員会・理事会において推挙し総会で決議を経て会長がこれを委嘱する。

3 名誉会員としての入会は、本人が同意することで成立する。

(名誉会長及び顧問の職務)

第32条 名誉会長・名誉副会長及び名誉顧問・顧問は、会長の諮問に応え、会長に対し意見を述べることができる。

第5章 理事会

(構成)

第33条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

2 理事会の目的を効果的に果たすため、会長・専務理事・常務理事等による三役会を置き、理事会に提出する議案の審議及び緊急事項を審議・執行する。

3 三役会に、筆頭副会長並びに地区協会事務局長を入れることができる。

(権限)

第34条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 事業計画・予算に関する事項の決定
- (3) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (4) 前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定
- (5) 理事の職務の執行の監督
- (6) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(種類及び開催)

第35条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年4回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 監事が必要と認めて会長に招集の請求があったとき。
- (5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

(招集)

第36条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び同項第5号により監事が招集する場合を除く。

2 会長は、前条第3項第2号又は第4号に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知をしなければならない。

(議長)

第37条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長がこれに当たる。

(決議)

第38条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、委任状を含めて出席した理事が、総理事数の過半数に達し、かつ総議決権数の過半数の決議をもって行う。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長・副会長および専務理事は、これに署名若しくは電子署名の上保存する。

(理事会運営細則)

第40条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める「理事会運営細則」による。

第6章 資産及び会計

(基本財産)

第41条 別紙の財産は、当法人の基本財産とする。

2 前項の財産は、総会において別に定めるところにより、当法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、処分するときは、あらかじめ理事会及び総会の承認を要する。

3 当法人は、剰余金の分配を行わない。剰余金は翌年に繰越し、本会の目的のために使用する。

(会計)

第42条 本会の経費は、下記にあげるもので支弁する。

- (1) 登録料 (2) 会費 (3) 事業収益金 (4) 寄付金 (5) 県または公共団体から交付された補助金 (6) その他

(事業年度)

第43条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第44条 当法人の事業計画書、収支予算書並びに資金計画を記載した書類については、毎事業年度の開始の

日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を得なければならない。また6月の定期総会にて承認を要する。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置く。

(事業報告及び決算)

第45条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後に専務理事が次の書類を作成し、監事の監査・会計監査人の監査を受けた上で、第1号から第5号(第4号の書類を除く)までの書類で理事会・総会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 貸借対照表
- (3) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (5) 財産目録

2 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事及び代議員の名簿

第7章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第46条 この定款は、総会において、委任状を含めた出席代議員数が総代議員数の過半数であって、かつ総議決権数の3分の2以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

(解散)

第47条 当法人は、一般法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、総会において、委任状を含めた出席代議員数が総代議員数の過半数であって、かつ総議決権数の3分の2以上に当たる多数の決議をもって解散することができる。

(残余財産の帰属等)

第48条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 業務部・専門部及び特別委員会

(業務部・専門部の設置)

第49条 当法人に、理事会の業務執行機関としての業務部と専門部を置く。

- 2 業務部・専門部の委員長・部長は人選委員会の推挙をもとに総会で決定し、理事とする。
- 3 業務部・専門部の名称、目的、職務及び運営に必要な事項は、理事会が別に定める。

(特別委員会の設置)

第50条 当法人の事業を推進するために必要あるときは、特別委員会を設置することができる。

- 2 特別委員会の設置並びに解散は、理事会の承認と総会の決議によるものとする。
- 3 特別委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから理事会が選任する。
- 4 特別委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

第9章 事務局

(事務局の設置等)

第51条 当法人の総括的事務処理機関として、事務局を設置する。

- 2 事務局に、事務局長・財務部長及び所要の職員を置く。
- 3 業務執行に必要な職員等には、別に定める規程により報酬を支払うものとする。
- 4 事務局長・財務部長は、人選委員会の推挙をもとに総会で決定し、常務理事とする。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第52条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める「情報公開規程」による。

(個人情報の保護)

第53条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会が別に定める「個人情報保護規程」による。

第11章 補則

(施行)

第54条 この定款は、当法人の登記が行われた日から施行する。

(最初の事業年度)

第55条 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人の成立の日から平成30年3月31日までとする。

(設立時役員等)

第56条 当法人の設立時役員は、次のとおりである。

設立時理事

土屋 信二 都築 安夫 植田 質 大畑 邦彦 橋本 泰幸

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第57条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

設立時社員	土屋 信二	静岡市駿河区池田359-1
設立時社員	都築 安夫	磐田市南田170-1
設立時社員	植田 質	伊豆市修善寺3062番地
設立時社員	大畑 邦彦	島田市野田1023
設立時社員	橋本 泰幸	袋井市友永136-2
設立時社員	村松 喜一郎	浜松市中区板屋町2
設立時社員	赤平 大二郎	静岡市駿河区曲金6-8-32

(細則の制定)

第58条 当法人の定款施行について必要な細則は、理事会の決議を経て会長が定める。

(法令の準拠)

第59条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上一般社団法人静岡県バレーボール協会設立のためにこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成29年1月19日

設立時社員	土屋 信二	Ⓜ
設立時社員	都築 安夫	Ⓜ
設立時社員	植田 質	Ⓜ
設立時社員	大畑 邦彦	Ⓜ
設立時社員	橋本 泰幸	Ⓜ
設立時社員	村松 喜一郎	Ⓜ
設立時社員	赤平 大二郎	Ⓜ

《定款内の別に定める規程等》

整理番号 (定款条文順)

- 1 SVA定款施行細則
- 2 SVA年会費及び登録料規程
- 3 SVA総会運営細則
- 4 SVA理事会運営細則
- 5 SVA人選委員会細則
- 6 SVAコンプライアンス委員会細則
- 7 SVA事務局の組織と運営細則
- 8 SVA情報公開規程 個人情報保護規程
- 9 SVA表彰規程 慶弔規程
- 10 SVA基本財産